

訪問看護医療 DX 情報活用加算について

2024 年診療報酬改定に伴い、訪問看護ステーションずらん中央は地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が、オンライン資格確認によって利用者の診療情報や薬剤情報等を取得した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供します。

これにより訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

（新）訪問看護医療 DX 情報活用加算 50 円／月

こちらの加算に対して以下の取組を実施しております、

- 1、厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成 4 年厚生省令第 5 号）第 1 条に規定する電子情報処理組織を使用して請求を行っています。
- 2、健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認を行う体制が整っています。
- 3、医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得・活用して訪問看護を行うことについてステーションの見やすい場所に掲示しています。
- 4、3 の掲示事項について、ホームページに掲載しています。

2026 年 3 月 10 日
訪問看護ステーションずらん中央
管理者 井上博美